

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項及び第3項の規定に基づき所管行政庁が認める図書

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項及び第3項の規定に基づき、市長が必要と認める図書及び不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 1 省令第41条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）又は、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関）（以下「適合性確認機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該適合性確認機関が交付する適合証
 - 二 住宅の申請における、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号（以下「告示119号」という。）Ⅰ第2.1-3に規定する基準の審査にあたり、告示119号Ⅰ第2.1-2（2）に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあっては、その基準に適合する旨の認定書等の写し
 - 三 住宅の申請における、告示119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条に規定する登録住宅型式性能認定等機関）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 四 都市の低炭素化の促進に関する法律第3条第2項第四号に基づく平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号4.（2）③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する区域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等が交付されている場合にはその写し
 - 五 都市計画基本図の写し
- 2 省令第41条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 住宅の申請における、告示119号Ⅰ第2.1-3に規定する基準の審査にあたり、告示119号Ⅰ第2.1-2（2）に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、認定書等の写しを添えたものにあっては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該認定書等において明示することを要しない事項として指定されたもの
 - 二 住宅の申請における、告示119号Ⅱ第1.6に規定する基準の審査にあたり、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあっては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの